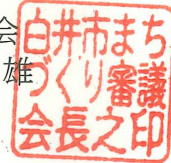


白まち審第2号
令和6年2月5日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市まちづくり審議会
会長 野口 和 雄



富士字南園西地区まちづくり計画の策定について及びNK ヴィレッジ富士字南園地区まちづくり計画（素案）の措置の決定について（答申）

令和6年1月11日付け白都第155号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

- 1 富士字南園西地区まちづくり計画を策定することは概ね妥当と判断します。
なお、下記の事項について考慮することを要望します。
 - (1) 道路交通等の安全対策やコミュニティの形成に引き続き努めること。
 - (2) 居住者が視認しやすい場所に地区まちづくり計画に関する事項を周知する看板を設置し、区域内の緑地及び空地が将来道路になる可能性について看板に示すこと。
 - (3) 隣接地が開発された際には当該まちづくり計画を変更する必要があることから、住宅取得者に適切に周知し了解を得ること。また、将来的な通り抜け道路として隣接地に接続するように配置する緑地等について、コミュニティにより適切な管理運営を図ることができるような措置を講じること。

- 2 NK ヴィレッジ富士字南園地区まちづくり計画（素案）について公定化する手続きを進めることは概ね妥当と判断します。
なお、下記の事項について考慮することを要望します。
 - (1) 提案者は、新規地権者の協議会への加入促進及び継続的協議会活動の検討など、当該計画の周知と継続に努めること。
 - (2) 提案者は、交通事故の防止や歩行者等の安全確保のため、関係機関と協議し、地域の実情を踏まえた道路交通の安全対策に努めること。
 - (3) 隣接地が開発された際には当該まちづくり計画を変更する必要があることから、住宅取得者に適切に周知し了解を得ること。また、将来的な通り抜け道路として隣接地に接続するように配置する緑地等について、コミュニティにより適切な管理運営を図ることができるような措置を講じること。